とっとり市報

昭和52年
10月号

新鳥取12景)10(桜谷住宅団地 絶えず変わる町並み

桜谷の豊饒の地に、こつぜんと住宅団地が出現したのは、もう数年前のことであった。そこには、現在、人それぞれの思いをこめて、新しい家々が次々に建ち並び、町並みは絶えずその様相を変えていく。団地内には、すでに瀟洒な幼稚園ができ、目下、新設の市立中学校の建設が開始されようとしている。

この新しい造成地の周辺には、まだ豊かな自然が残っている。ビニールハウスの間を抜け、田圃の畦道を散歩していると、すぐそばの疎水に、メダカの群れに混じって名も知らぬ魚が泳いでいる。団地の南限を流れている小川の向こう側には、広々とした田園が開け、有り余るほどの空間と青空がある。初夏の夕暮れともなれば、この小川のほとりにホタルが飛びかう。

東に扇ノ山、その山並みの南の端に、快晴の日には、氷ノ山がはるかに姿を現わす。さらに、南の空山、その右手に霊石山、そして南西の隅に鷲峰山まで一望できる。西には、間近なところに大路山がある。

ところで山といえば、桜谷をよく象徴するのは面影山であろう。万葉時代の歌人、大伴坂上郎女によって「わがせこが面影山のさかゐまにわれのみ恋ひて見ぬはねたしも」と歌われた山が、因幡の面影山だという確証はないという。しかし、ふもとで朝な夕なに親しんでいる面影山が、この歌の山であってほしいと願うのは、私だけであろうか。近くの国府町には、万葉のふるさと因幡国庁跡があり、このあたりが歴史の古い土地柄であることはまちがいあるまい。とすれば、かつてこの場所にどんな人達が暮らしていたのかと、思いは遠く万葉の昔にたちかえるのである。

絵・大塩 忠雄さん（県庁絵画同好会）
文・三枝 圭作さん（鳥取大教授・桜谷）

No.306/毎月1日発行/編集/〒680鳥取市尚徳町116・鳥取市総務部市政室・☎22－8111/印刷/中央印刷株式会社

高額療養費を貸し付け

今月一日から無利子で

国保

市は、十月一日から、国民健康保険の高額療養費の無利子貸し付けを始めます。

現在、医療費の自己負担額（一部負担金の額のこと。本人の場合で三割）は一ヵ月三万九千円までとなっており、申請によってその超える額が償還されますが、支払いまでに二―三ヵ月もかかり、また償還払いの方法がとられているところから、一時的にこれらの支払い資金が必要となります。

その上、医療費の高騰によって入院などにより医療費の自己負担額が高額となり、これらの支払いによって家族の生活の安定を維持することが困難な世帯が出て来ています。

そこで、これらの世帯に対して高額療養費を立て替え、無利子で貸し付けする制度を設けました。

【貸し付け対象】所得税が非課税、または市民税が均等割のみ課税されているもの、と非課税者で構成されている世帯。

【貸し付け限度額】高額療養費に相当する額の十分の九以内の額で、その額が一万円未満は対象外とします。なお、最高限度額は予算の範囲内で決定します。

【貸し付け期間】高額療養費支給の日（市長が代理受領する日）までとなり、市長が代理受領することにより一括償還される、ということになります。

【申し込み】次の書類と印鑑をもって保険年金課窓口（市役所一階）へ申し込んでください。

必要書類は①高額療養費貸付申請書（保険年金課窓口に備え付け）②医療機関の一部負担金支払い請求書（保険点数のわかるもの）③高額療養費支給申請書④国保被保険者証⑤高額療養費の代理受領委任状です。

詳しくは保険年金課へ問い合わせてください。

公文書の敬称「殿」から「様」へ

文章は丁寧語を使用

官公署ではこれまで、公文書に「殿」という敬称を使っていました。「殿」は「様」よりも敬意が軽く、また現在ではより公的な用語（広辞苑から）であり、昭和二十七年には国語審議会が――将来は公用文の「殿」も「様」に統一されることが望ましい――と文部大臣に建議しています。そこで市は、市が発する公文書がより一層市民に親しまれるようにと、今後、公文書の敬称には原則として、「様」を用いることとし、これを実施するため規則が制定されました。

九月十六日、規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則（昭和五十二年鳥取市規則第二十七号）が公布施行されました。この規則は、現在施行されている規則で定める様式のうち、市が発する文書であて名の敬称が「殿」になっているものは「様」に読み替えて適用し、あて名に敬称が付されていないものは「様」を付けて適用することとしたものです。したがって各規則の様式中の「殿」は、この規則により自動的に読み替えられて適用されます。

しかし、それぞれの規則についても早急に整備することが望ましいので、各規則の改正の際、様式中に「殿」がある場合に併せて「様」に改正する方針です。

敬称の取扱いに関する基本事項は次の通りです。

①公文書に用いる敬称は原則として「様」とします。ただし、次の文書には「殿」を用い、または敬称を省略します。

▽「殿」を用いる文書＝国、地方公共団体その他の官公署（その職を含む）あての文書▽敬称を省略する文書＝辞令書のうち常勤職員（特別職を含む）およびこれに準ずると認められる者に対するもの、並びに証明書の類。

②指令、達、不服申立てに係る裁決書など行政処分の文書形式は往復文の形式とします。

③公文書は、原則として丁寧語を用います。したがって、規則などの様式中に命令的用語（例えば「許可する」「取り消す」など）を使っているものは丁寧語（「許可します」「取り消します」）に改めるよう規則などの改正を行います。

④すでに旧規則などに基づいて印刷した用紙があり、やむを得ないものについては、おおむね今年度中は使用しますが、ハガキなどの印刷物で訂正できるものは「様」に訂正して使用します。

下水道料金改定を諮問

12月にも答申

九月六日、福祉文化会館で市下水道使用料金等審議会（会長・鈴木敬直鳥取商工会議所専務理事、委員十五人）を開き、「現行下水道使用料金の改正について」諮問しました。十二月初めごろにも答申される予定です。

当市の下水道使用料は、供用開始（四十三年十一月）した翌年四月から徴収を開始、現行の料金は五十年十月に改定したものです。家庭、営業、工業などの汚水で十立方㍍まで一ヵ月につき二百円の基本料金とし、十立方㍍を超え五十立方㍍までの分は一立方㍍につき三十円、五十立方㍍を超える分は一立方㍍につき四十円、と一定量以上の排水については一般家庭よりも多く負担してもらう逓増方式を採用しています。

今回、料金改定を諮問したのは、増設した秋里下水終末処理場が一部稼動したため人件費、電気代などの維持管理費が増えることと、前回の料金改定は五十一年度までを料金算定期間としていましたが、五十二年度は料金を据え置いたままなので、年々増大する既設施設の維持管理費が使用料金でまかなえず、多額の一般市費を投入している――などの理由によるものです。

下水道など話し合う

城北小で市民と市長のつどい

ことし六回目の「市民と市長のつどい」が八月二十七日、城北小学校体育館で開かれ浜坂、城北、千代水（千代川東）地区の住民約五十人と金田市長が地域の将来構想を話し合いました。

市長が地図を指しながら鳥取市の二十年後の姿を説明したあと、松本実男町内会長（田園町四丁目東）の司会で意見交換にはいりました。主な意見・要望と市長答弁（カッコ内）は次の通りです。

「十六本松と賀露を結ぶ橋を」などの要望が出た市民と市長のつどい

▽千代川の河口改修によって水位はどう変わるか。（袋川との合流点で五十センほど水位が下がる。千代川河口の付け替え角度は永い実験の結果にもとづいて決められたもので、水はけが現在よりは格段によくなると思っている）

▽現在、秋里に建設している公共下水道終末処理場は二十万都市に見合った能力をもつものか。（城北、立川、卯垣、駅南を対象とした処理場で、ひきつづいて千代川左岸と円護寺、覚寺、浜坂を対象にした施設をつくらなければならない）

▽二十万都市実現には大きな企業を誘致する必要があるのではないか。（住みよい都市というのは生産、消費、教育、文化などの機能のバランスが取れた都市である。鳥取市は生産面が比較的弱いので、これを若干強めながらバランスを取って行きたい。しかし、熊本や金沢には大きな工場はないが、三十万、四十万人を擁することができるのは様々な交流の場があるからで、大学もその一つである）

▽県道鳥取・十六本松線は十六本松で行き止まりになっているためバスの運行に便利が悪い。十六本松と賀露を結ぶ橋を一本つければ、バスが循環でき大変便利になる。（架橋は賀露地区住民も強く望んでおり、観光的に見ても必要なので架けるよう考えている）

▽城北地区は住民が多く、連合総会など大きな会合があるとき集まれる会場がない。（城北地区公民館は狭い。増築するか、移転して新築するか、その場合体育館を併設するかなど考えているところだが、市街地にまだ公民館のない地域が多いのでしばらく待ってほしい）

市民総意の将来構想

市政雑感 ㊽

金田裕夫

我々の〝まち〟鳥取の将来構想が漸くまとまった。構想研究会の方々の自由闊達なご意見を集約し、私がかねて懐いていた構想をも併せ、夢もあり、魅力もあり、活力のあるものとなし得たと思う。

夢のようなことを並べ、大ぶろしきを広げてどうするのだ、との声もある。自治体での計画構想の類では、人口、所得、産業などの生産の見通しとか、施設計画などを記述するのが普通である。この構想は郷土を愛し、生活している市民の感覚で、生活の空間を住みよい魅力のある都市像を目論んだ。すなわち市域を四つの生活圏に分け、都市機能を分散し、それぞれの圏の機能を明確にし、具体的な施設プランを提示したものである。このような構想を自治体でまとめたのは他に例を見ない。そういう意味では大担で新鮮な試みである。国土庁からもかなりの評価を頂いた。只今市域を十一のブロックに分け、この構想を多くの市民と話し合い、実のあるものにしている。引続きこれを図画化して、ビデオ映画で広く市民に理解して頂く所存である。

財政に苦しい自治体でかような案が実行できるか、疑問符を投げかける人もある。過去二十年の都市整備の実績を考えて見よう。

財政再建の苦しい時期もあったが、市民の逞しい意欲で福祉や教育文化の施設、また都市機能など格段の進展を見た。国道も車が漸く一台通れるような状態であった。今昔の感だ。今や鉄道も高架となり、駅前も夢のような高層都市が実現している。設備を誇る中央病院と博物館。理想的キャンパスの鳥取大学。完備した子供の国。その他市民会館、体育館、福祉文化会館、商業と食料品の卸売団地。下水道の完備による水洗便所の普及。完備した火葬場。ゴミ、し尿の近代処理施設。仁風閣、久松、樗谿両公園など史跡の整備。また三洋電機の誘致など。この二十年の躍進はめざましい。市民生活の向上も図り知れない。この実績を土台に、この構想が実現できないはずがない。実現すべき夢である。かつ、この構想を基に昭和六十年までの長期計画が財政計画を裏付け、九月定例市議会で議決された。この計画を実行することが私の責務でもある。

（市長）

私たちと地方自治

座談会

新憲法のもと30年
行財政にもっと関心を

日本国憲法のもとで、新しい地方自治制度が誕生してから三十年を経過しました。「主権在民」をうたった新憲法下の地方自治は、〝民主主義の学校〟とも言われ、私たちの生活の根幹となっています。一つの節を迎えて鳥取市と自治について、清水勇男読売新聞鳥取支局長、浜野二郎市自治連合会会長の二氏と、金田市長で話し合ってもらいました。

直接自治から代議制へ

変遷

市長　ことしは地方自治法が施行（昭和二十二年五月）されてから三十年になります。そこで、この意義ある記念すべき年にあたって、地方自治の過去を振り返り、そのあるべき姿、現状と問題点をまた、これからの地方自治のあり方についてお二人と話し合い、市民のみなさんに今一度、地方自治を考えていただくひとつの契機ともしていただきたいと思います。

清水　地方自治法施行以前の日本の地方自治はどうであったのか、外国の場合はどうなのか、これについてはどうでしょうか。

市長　日本の場合、封建時代には実質的な地方自治はなかったでしょうね。外国の場合、都市自治が古くから行われているようです。ヨーロッパの都市では、町中に城壁や広場が残っていますが、当時は、都市単位に城壁があって、地域住民が町の真ん中の広場に集まって、大衆討議が行われたようで、外敵にどう対処するか、また町を秩序ある生活の場にするにはどうしたらいいのか、など今の議会の先駆的な姿であったようです。今は、代議制で間接自治ですが、当時は直接自治だったわけですね。

このあたりが、地方自治の始まりなんだ、と言われますね。これが、だんだん人口が増加するし、地域が広くなる、といったことで代議制へと変遷して来ている、ということでしょうね。

清水　日本では、以前は官選知事で、国の出先である県知事が市町村の監督権を持っていたわけです。警察権もその長は知事の任命制であったわけで、その権限も持っていたと言えますね。自治とはいえ完全に国家の統制下にあり、出先的性格であったようです。

乏しい住民の主体性

浜野　明治の初めの政治のあり方というものは、中央集権的なスタートをきった、ということを、以前市長が書いておられましたが、藩政時代の政治は、専制的な政治ですから、自治とは言えないでしょうが、地方分権が徹底していた、ということは言ってもよいと思います。ああいう形を一部の人々が、〝親政の回復〟という意味合いで、明治になって極端に中央集権化を図ったという感じがします。

そのことが、今でも残っているように思います。今、住民運動をやってみると、そういうものが反発をしながら体質として残っている感じがします。何か行政というものに乗っかかって行かねば安心できない、という体質ですね。住民の主体性が心の底から発散されるような状態が弱い、少ないように思います。

市長　封建制というものが、日本と外国の場合、ニュアンスが違うと思います。今、言われた、藩政時代というのが地方分権的であったかどうかは、議論があると思いますが、とにかく「寄らしむべし、知らしむべからず」というか「寄りかかるんだ」という考えであって、自らが自分の問題を自分の問題として処理する、という考え方が藩政時代から希薄であったと思いますね。権力を藩主がにぎっており、従って地域住民の自主性がなかった、という所から、日本の地域住民が自分の問題として、ものごとを取り上げて行くというような土壌が薄いと思います。それが、今なお尾を引いている感じがします。

外国の場合、封建時代というものは、封建君主が権力を持っていたが、先ほど述べたひとつの集落単位の自治という観念が、かなり強くあったわけで、同じ封建時代を経過していても、かなり意識の相違があるのではないか、自分の問題は自分のものとして、自分で解決する努力をするという土壌が、ヨーロッパなど地方行政の先進地にはあるという感じがします。

清水　そのことは確かにあると思いますね。

住民自治とは言いながら、自分たちの地域社会の行財政についても、一般住民が極めて無関心だと言えるのではないでしょうか。これは、そういう土壌が生んで来たものと言えるでしょうね。

自治権が拡大される

浜野　制度上では、戦前と戦後、どう変わってきていますか。

市長　形式、実質ともに変わってきています。歴史的変遷がありますが、首長も、県の場合は国の任命が直接選挙となり、市長は市

住民自治の意識が弱い

住民運動

《出席者》（左から）
浜野　二郎さん　市自治連合会会長
金田　裕夫市長
清水　勇男さん　読売新聞鳥取支局長

地方自治法の制定により、県、市町村とも仕事の範囲、権限が大幅に拡大された、という大きな変化がありました。

しかし、現在は制度的にはかなり自治権が貫かれて来ていますが、現実は財政面、殊に補助事業の執行などでかなり中央集権的実態が依然として残っており強い、ということが言えると思います。

清水　地方自治法で制度化された中で、住民の「直接請求」がありますが、鳥取市の場合、この直接請求によって、市長の解職はありませんでしたか。

市長　市長の解職は例がありませんが、四十六年六月に、住民の直接請求により老人医療費の助成に関する条例が制定されたことがあります。

清水　われわれが抵抗を感じるのに「請願」「陳情」がありますが、これはお上に対してという感じですね。議会で採択といっても、単に「聞きおく」ということですね。

浜野　同感ですね。しかし、この度、実施されることになった敬称を「殿」から「様」へというのは、市民としては気持がいいことです。

市長　「請願」「陳情」などの言葉についても、考えないといけませんね。

清水　「届け出る」というのも封建的で、「届ける」でいいのではないでしょうか。

市長　これらは、主権在民でなかった時期の考え方が、今なお残っているということですね。

議会の推薦したものから内務大臣が決定し、町村長は県知事の決定によるということでしたが、これらも直接選挙となっています。

浜野　民主主義と同じことで、自治に対するひ弱さ、未熟さがあると思います。観念的には自治をかざすが、一方的に行政の責任にし、くってかかる、また、企業にもくってかかるということがあります。自治に対する未熟さの表現ではないかと思います。

清水　それは住民運動のことではないかと思いますが、最近の住民運動は無批判なのではなく、むしろ昔の百姓一揆的な、やむにやまれぬ運動であって、自分たちのことを執行部も議会もやってくれないではないか、ということから起こってきた、という面も多くの人が指摘しているようです。

一番顕著に現れたのが公害ではないかと思いますが、公害に対するものが住民運動のきっかけとなったと思います。それが、教育、保育所建設、道路補修などの問題にも発展したといえるのではないでしょうか。

市長　住民運動というのは、戦後の日本の住民の政治意識の発達過程で、それなりの役割を持っていると思います。自分たちの地域の問題を考える場合の一つの行動の契機となっていると思います。行き過ぎがあったり、色々問題もありますが、住民運動はみんなの力によって、色々な問題を解決していこうという住民意識を高める上では、歴史的にみれば意味があったと言えますね。

（次ページへ）

●地方自治の歩み●

【明治4年】廃藩置県。
【明治11年】三新法（郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則）が制定される。
【明治22年】大日本帝国憲法発布（実施は23年）。市制町村制実施される。
【明治44年】市制町村制改正。市の執行機関を合議制の参事会から単独機関としての市長に改めた。
【昭和18年】市制、町村制改正。戦時体制のため、市町村長の権限を強化することによって、従来の市町村会中心の行政を市町村長中心に改めた。また、町内会、部落会を法制化し市町村長の支配下に置く。
【昭和21年】日本国憲法発布（実施は22年）。
【昭和22年】地方自治法実施。これによって新しい地方自治制度スタート。町内会、部落会が廃止される。
【昭和23年】地方財政法実施。国庫負担金、補助金、地方交付税を通じて地方財政運営の基本が定められた。
【昭和25年】シャウプ勧告。国税、府県税、市町村税の三体系を独立分離し新しい地方税法となる。
【昭和26年】地方公務員制度。都道府県に人事委員会、市町村に人事または公平委員会を置く。
【昭和27年】自治庁設置。35年に自治省に昇格。

自治体の財源ふやして

今後の姿

清水さん

（前ページから）

世の中の動きは、高度成長で公害や環境悪化が起きてくると、それに対して、どうしても行政の対応が遅れがちになります。それで、住民運動により行政も対応を急ぐことになるというわけです。

住民と行政の調和を

清水　行政も対応する形で、他市では「すぐやる課」なんかができましたね。

市長　住民運動が契機になって、そういうものができましたね。市に何でもかんでも投げかけてくる、側溝の掃除も道路の除雪も市がやるべきだ、一時そういう意識がかなり強かったですね。

行政が現実問題そこまでやれない、行政として教育、福祉など、やらなければならないことがたくさんある、こういうことが住民のみなさんにもボツボツ理解されてきています。物事が正常な姿になってきているのではないかと思います。

清水　何もかも行政に押しつけるということで、ことしの冬の大雪の除雪を全部市にオンブする、という話を聞きましたが、自分の家の前の除雪をするぐらいバチは当たらない、と思いますし、自分たちの社会をよりよく住みよくするためには必要なことであると思います。そこまでオンブして、本来の行政がやらねばならないことができなくなってはいけないですね。

見つけよう住民自治

浜野さん

浜野　冬の除雪の機会に、住民運動、住民自治が見つけられると思います。「町内の道路は町内で」ということも、市長が言えば抵抗があると思いますが、住民側から結論が出て来なくてはいけない。そういうことをする中で、住民との共通理解、合意を得て、この辺までは住民活動で、ということが定着すると思います。

行政には限界もあるし、住民活動にも限界があります。限界を了解し合って、みんなでよりよいものをつくる意識が育たねばならないと思います。その過程では、素朴な要求もするし、行政需要の多い中で、全部消化できないので、話し合いし、わかる道を開いて行かねばならないのが事実です。

これからは、何にもまして住民の対応が大切であり、行政任せではいけませんね。自主防災組織づくりにしても、行政と住民が調和して組織活動を急速に進めて行かないと、消防機材にも限界がありますので、むしろ消防車が出入りできないような道路などの整備を行政では進めるべきです。

市長　そうですね。街路を広げ、安全な避難路、避難場所をつくるということですが、簡単にはできないのが現状です。

いったん災害が起きれば、被害を最小限にくい止める消防力の充実も必要ですが、住民みなさんのご協力をいただき町内会単位で自主防災組織をつくっていただき、住民のみなさんのできる範囲において対応して、自らの被害を自ら最小限にとどめるという努力はやっていただきたいと思い、防災組織の結成を呼びかけていますが、なかなか実っていません。自分の問題としてご理解いただきたいと思います。

ある程度、この組織がまとまりましたら、来年、大震災記念日の九月十日には、幅広く高度な防災訓練的なものをやりたいと思っています。

清水　地震の二次災害のことを考えれば、この防災組織は、各町内で積極的に結成されなければならないものと思いますね。

清水　市長は、ことしの市報四月号の市政雑感で「地方自治とは何であるのか」というテーマで「私は年何回か上京する。国に要望するためだ。中央でないと話がつかないことが多い。一回や二回ではいけない。同じことを度々繰り返さなくてはならぬ。こうして無駄な経費がいるし、また、自治体への補助金の配分のため多くの国の役人が必要だ。実態はあまりにひどい。果たして地方自治といい得るか」と書いておられます。

いわゆる〝三割自治〟と言われていますが、制度的にも中央支配が補助金配分の面でも残っている、ということではないでしょうか。

市長　よく言われるのは、日本全体の行政事務のうち七割を地方自治体が実施して、国が三割しか実施していないが、財源は逆で国が七割もち、地方自治体が三割しかもっていない。従って、事務量に応じて財源を再配分すべきだ。国に三割、地方自治体に七割にすべきだ――ということがあります。これには議論もありますがね。

ところが、税を負担する力は大都市に片寄っており、今でも税収は大都市と田舎の小都市とでは、バランスが崩れていますので、地方交付税で調整しているわけです。だから、財源を大幅に地方に移譲すると、地方自治体の税のアンバランスがもっと起きてきます。一方、国が三割しか財源をもたないと、調整財源を国が失うことになります。

しかし、今のままでいいというわけではなく、財源をもっと地方自治体に移譲することについては、事前にアンバランスを調整する仕組みをつくらないといけません。

従って、私は当面補助金を地方

自治体にある程度、任せるようにして、例えば、道路では市道延長に応じて補助金を配分するとか、国が市道を一本一本チェックして認可し、工事をさせるのではなく、県、市などに補助金運用を任せるということにしてほしい。住民意識も強くなり、議会もありますし、補助金の不正執行は現実問題としてないと思います。地方自治体を国はもっと信用すべきだと思いますね。

解消すべき超過負担

清水　予算編成期になると、県知事や市町村長が上京するという恒例になっていますが、何とかしなくてはと思いますね。地方財政を圧迫している一番大きな問題はいわゆる超過負担ですが、当市ではどのくらいありますか。

市長　現在、四億円程度ありますが、もっとも大きいのが保育所分です。これは国の委任事務で、国は保母さんの給料を全国平均で措置するわけですが、鳥取市は早くから保育所行政をやっていたので、保母さんの平均年齢が高く、給料も全国平均より高いということになり、ここに超過負担が出てくるわけです。

毎年、少しずつ改善はしており、超過負担のことがやかましくなった五、六年前からいうと半減されてきていますが、国は責任をもって即刻解決すべきだと思いますね。

金田市長

浜野　他にも色々あると思われますが、地域の特殊性を認めていないということですね。

市長　地方自治制度からいって、市の固有事務、すなわち権限が少なく、国、県が大幅に握っています。

市のやっている仕事でも、七割以上が委任事務です。国にすれば、全国どの都市も例えば住民登録は同じ事務でやることが望ましい、市の固有事務にすると、各々の市が独自にやると困るので、国の事務にし市に委任している、というわけですね。

もっともだと思います。狭い国土であり、等質的な行政を行いたいと、かなり国が権限をもち、市町村に仕事をさせる、という委任事務制度があるわけですね。しかし、市町村にもっと権限を任せてくれるのが望ましいですね。例えば、保育事業などは、市町村独自の事務として、その財源は交付税でみればいいと思います。

〝地方〟主体の政治へ

浜野　今、各地区で将来構想を住民と話し合っておられますが、このことについてはどうですか。

市長　将来構想を前提として、六十年までの第二次総合開発計画がこのたびの議会で議決、確定していますが、ことしの市民と市長のつどいで、市内を十一のブロックに分け、二十年後の鳥取市像について、市民のみなさんと話し合いをしており、活発な議論がなされています。自分たちの住んでいる鳥取市を市民みんなが考える、というのにはよかったと思っています。

清水　将来構想についての住民との話し合いは非常にいいことですし、それがこれからの街づくりに反映されるというのは、地方自治のあるべき姿であろうと思われますね。

市長は〝二十万都市構想〟ということを言っておられますが、これについてはどうでしょうか。

市長　人口が多いのがいい、というわけではありませんが、種々な都市機能を整備するには、最低二十万程度の人口というものを考えなければいけない、ということです。二十万には、いつならないといけない、ということはありませんが、昭和七十年代の初めごろにはそのあたりまで人口が増えているのではないかと思います。

だから、二十万人を想定して、今から計画的な都市づくりをしていかなければならない、ということを骨子にしているわけです。

これは、このたび出されました国土庁の三全総（第三次全国総合開発計画）試案の一つの新しい目となっている〝定住圏構想〟と、大体同じ考え方で、機を一にしていると思います。

定住圏構想の場合、ひとつの定住圏には地方中核都市というものが考えられているわけですね。従って、定住圏の中核となる都市が、地方中核都市として色々な機能を完全にそろえるのだ、ということが前提となって、ひとつの全人口が定住するエリアを考えていこう、と言われています。

現行の新全総（新全国総合開発計画）の場合には、高度成長が前提となっていて、人間の行動圏をできるだけ広げ、一日で日本中どこでも行ける、ということが骨子となっていましたが、三全総では、一つの定住圏の中で人間の生活は一応完結できるんだ、という考え方になっています。これは、地方自治という観点からも、「中央集権から地方分権へ」という思想的な芽生えが入って来ていると思われるわけです。

また、資源有限時代と言われ、かなり社会の基本が変わって来ていますし、今までの高度成長は望めないし、国の投資や大型プロジェクトもかなり後退せざるを得ないことになりますね。

とにかく、世の中が地方分権というか、地方主体の政治へ切り替わっていくのではないでしょうか。

対話行政つづけよう

浜野　色んな話をする場合に、「市の将来構想の立場から、どうなるか」という声が出てきますが、これは好ましいことだと思います。市民にひとつの方向を与えるということになっていますね。そして、この構想が市政と市民との共同作業で作られた経過がありますので、かなり市民に浸透しているように思います。

清水　確かにこれは、地方自治の好ましい姿でありましょうね。

これからも住民との対話行政をより一層、積極的に進めていただければ、ありがたいと思います。

市長　きょうは、大変ありがとうございました。

（おわり）

スポーツを生活の一部に

市民総スポーツ運動

この五月、市民総スポーツ運動を提唱、市民みんなが「いつでも」「どこでも」「気軽に」スポーツを楽しもう、と各地区で市民総スポーツの日（毎月第三日曜）を中心に熱心な活動が続けられています。十月十日は体育の日。各地区での総スポーツ運動の状況、健康づくりサークルの姿など紹介します。

・市民体育祭・
10日に陸上競技（サブグラウンドで）
写真＝市民体育祭・婦人バレーボールでの熱戦

気軽に体を動かそう

市民総スポーツ運動推進委員　山西長太郎さん

〝スポーツ〟というのは、これまでの考えでは、競争という観念がありましたが、これからのスポーツは、健康増進のため、体を動かし、だれでも参加できるもの、となって行くでしょう。例えば、一人で始めたランニングが、家族、グループ、町内、地区内でと、地域に広がって行くと、明るく、健康的で、楽しいふん囲気が出てくるのではないでしょうか。

市や公民館も、だれでも参加できるプログラムを組んだスポーツ行事を開き、それに市民も積極的に参加して行くのも、大切なことです。健康増進のため、体を動かすこと、スポーツを楽しむことが、生活の中に根ざしてくれれば、望ましいことだと思います。鳥取市には戸外活動できる恵まれた場所が多いので、体操、ランニング、歩け歩け、山登りなど、手軽に取り組めるものと思います。

また、各種会合、講演会、仕事などの合い間に、市民体操など軽い運動を行うようにし、市民みんなが気軽にスポーツを楽しめるような、明るい健康的なふん囲気をつくり上げるようにしたいものだと思います。

（談）

各校区実行委やサークル
積極的に健康づくり

明徳、面影、明治三校区での総スポーツ運動と、樗谿会、二の丸会両サークルの健康づくりの姿を追ってみました。

《明徳校区》

「全然、スポーツをやっていない人を掘り出し、スポーツになじんでもらう」のが主なねらい。校区全体のソフトボール、ゲートボール、早起き体操会など実施。町内ごとで、自転車道では歩け歩け、スポーツ広場でバレーボールなど積極的に行われており、「地区の総スポーツ熱は高い」ということで、今、一町内で試験的に行われている〝体力づくりの日〟（毎週土曜日夜、明徳小体育館を開放、自由に運動してもらう）が全校区に広がるのも近いようです。

《面影校区》

公民館が軸になって、スポーツ運動を推進、スポーツを通して住民の親睦を図るのが主目的。第三日曜日を中心に、市民体操、野球、ゲートボールなどの行事を企画、これからはサイクリング、卓球、ドッジボール、なわとびなど、学校の積極的な協力を得て、だれでも簡単に取り組めるものが計画されています。特に、十一月の校区内の古老に昔話を聞いて歩く会、来年三月の体力テスト会（スポーツ運動の成果をみようと）は、ユニークな企画といえそうです。

《明治校区》

以前から行っているソフトボール、卓球、駅伝の地区大会に加え、ことしはバレーボールを追加。地区民総参加の活動を繰り広げています。それに、一昨年から毎週バレーボール、卓球の初心者教室を設け、「底辺を広げよう」と、ふだんスポーツをしたことのない人に呼びかけています。「参加者は少ないが、続けることに意義がある」とのことで、地道な活動が続けられています。

《樗谿会》

四十六年八月に、二十人ほどで樗谿展望所まで登ったのが始まり。今では、二百五十人にもふくれあがり、六十歳台の人が中心ですが、最高齢者は七十八歳とのこと。コースは約二千四百㍍、時間はほぼ三十分。一日に五回、六回と登る人もいて、「登ってみると体の調子が非常によい」というのが、長続きする理由のひとつで、雨、雪にかかわらず毎日、続けられています。四十八年八月からは、年三回程度、会の機関紙「おうちだに」も発刊。会長は桔梗勝夫さん（立川町一丁目・☎23－2436）。

《二の丸会》

朝六時三十分、久松山の二の丸に集まり、ラジオ体操をしているグループ。「体のなまるのを防ごう」と、十年ほど前、四、五人で始めたもの。会の正式発足は五十一年四月、現在の会員は約八十人で、六十歳以上の人が五十人ほど。心身ともにさわやかになる――この気持が、毎日続けさせているといいます。会長は上田博愛さん（西町三丁目・☎22－5827）。

〝愛の献血〟に協力を

輸血ピンチたびたび

交通事故の救急や外科手術など、私たちの生死にかかわる医療に、輸血が行われていますが、この輸血には、なまの血液が必要で、この血液は人工的につくることができません。必要なときには、どうしても、お互いの助け合い精神をもとにした善意の〝輸血〟に頼る以外に方法はないわけです。

赤十字マーク入りの白いバス型の献血車が、毎日のようにあちこちへ走っているのにお気付きでしょう。あれは、市内の主だった事業所、官公庁、大学、高校、商店会、各種団体などに、愛の献血の協力を呼びかけ、これに応じて、五十一年度には延べ約二百ヵ所、約五千五百人ものみなさんから、自発的な献血をいただいているからなのです。

こうしたみなさんの大量の善意の献血があるからこそ、病院で輸血を受ける多数の市民に必要な血液はまかなわれているわけです。

ただこの場合、条件が二つあり、①輸血と献血とが、その必要量の上でいつも均衡を保って行かねばならないこと②輸血は必ず患者の血液型と同一のものでなくてはならないこと — の二つです。この条件を満たすための努力は常に進められていますが、型別にみて、どうしても不足する場合がたびたび起こることになり、現実には輸血ピンチを迎え、やむなく県外の血液センターの救援航空便のお世話になることさえあります。

その上、極く最近では、血液を赤血球、血小板などの成分単位に分離して、患者の症状に応じて、本人に必要な成分だけを与えて、医療効果を高める方法がとられるようになってきました。ところが、成分単位に分けるためには、採血後間もないうちに分離する必要があるため、その日の午前中に採血し、午後には検査や分離をすませて病院に届けなければなりません。このため、特に、献血の緊急協力の呼びかけをしなければならない情勢も出てきています。

一人でも多くのみなさんが献血に協力しましょう。

（県献血推進員・**政田二郎**）

愛の献血
一滴でも多く

血液検査で健康管理も

献血後の血液について①梅毒血清反応②肝機能（GOT）③特別な抗体をもつかどうかの抗体スクリーニング④HBs抗原（血清肝炎病原体発見のため）⑤コレステロール量⑥血清総タンパクの量⑦尿素窒素量 — など多くの項目の検査が行われます。この検査で異常が認められ、精密検査を必要とする人には、本人あてに秘密を守って通知されますので、病気の早期発見と予防にも役立つことになり、他人のための献血が、自分の健康管理にもなるわけです。

献血するには

所要時間は10分ていど

献血を希望する人は、直接鳥取赤十字病院裏の県赤十字血液センター（☎24−8101・8102）に行ってください。なお、二十人以上まとまった集団献血の場合は、献血車（二台常備）が希望する場所へ出向きますので、電話かハガキで連絡してください。一ヵ月以上前に連絡すると、希望の日に献血車が配置できますので、なるべく早く申し込んでください。

《献血の手順》①受付②検査＝比重測定、血液型判定、血圧測定、問診③採血④休憩⑤献血手帳発行 — の順で、採血量は一回二百ミリリットル（牛乳びん一本程度）。採血後、日常生活はふだん通りにできます。なお、献血の受け付けから休憩も含めて所要時間は十分以内です。

《献血できる人》年齢＝満十六歳〜六十四歳▽体重＝男子は四十五キロ、女子は四十キロ以上▽血圧＝最高血圧が一〇〇−二〇〇ミリ（水銀圧）最低血圧が一〇〇ミリ以下▽その他＝献血間隔は一ヵ月以上年五回（千ミリリットル）を目安とし、現在妊娠している人、過去六ヵ月以内に妊娠していた人や、熱があったり、治療のため薬を服用していたり、二十四時間以内に予防接種を受けた人、その他医師が不適と認めた人は、献血できません。

献血推進に積極的に協力している安木宏有さんと、鳥取三洋献血友の会を紹介します。

10年で67回も

〝安木宏有さん〟

戦前、職場の上司から献血を頼まれたのが、その始まり。以後、「社会に何か、お役に立ちたい。自分や家族が万一のときには、お世話にならなければならないから」と、ここ十年は毎年五、六回程度センターに出向き、献皿。この九月で記録に残っているものだけで六十七回もあるということです。体重が八十八キロとあって、献血量は一回四百ミリリットル（ふつうは二百ミリ）がほとんどのこと。これまでに、献血推進功労のため、何度も感謝状を受けています。

（簡易郵便局、51歳、吉成）

労組で呼びかけ

〝鳥取三洋献血友の会〟

四十七年十二月、〝愛の献血〟の花を咲かそう、と労組福祉対策部で呼びかけ、組合員を中心として当初五十人ほどで結成、現在五百人の会員で組織されています。会員証を独自に作製、各自二ヵ月に一回程度、献血。「われわれは体が資本だ。ふだんから献血できる健康的な体をつくろう」と呼びかけており、会員相互の協力により、血液を常に確保し、必要に応じて輸血できるように、とガッチリとした組織献血が行われています。（鳥取三洋電機労働組合内）

市政ニュース

結婚50年のご夫婦祝う　9月11日、福祉文化会館にめでたく結婚50年を迎えた138組のご夫婦を迎え、5回目の金婚記念祝賀式典が行われました。金田市長が「長い間、鳥取市発展のためにご苦労いただき、お礼申し上げます。これからも、共に元気にお暮らしください」とねぎらい、金盃と祝い菓子を贈呈。これに対し的場の元県知事・西尾愛治さん(75)秀子さん(70)夫妻が「金婚式を盛大にお祝いいただき、感謝しています。本当に生きていてよかったと思います。これからも、元気で長生きしたい」と謝辞を述べました。式典の後、老人グループによる謡曲、琴などを楽しみ、校区ごとに記念撮影をしました。

最高齢者を慶賀訪問　9月15日の敬老の日、鳥取市で一番のお年寄りである山内てつさん(100歳、上魚町)を金田市長が訪問し、長寿を祝い、記念の毛布、シーツを贈りました。山内さんは、耳が少し遠いだけで、元気そのもの。これまで、病気らしい病気にかかったことがないそうで、長寿の秘訣（ひけつ）はよく食べ、よく寝ること。5勺の晩酌（ばんしゃく）は欠かしたことがなく、ちょっとした買物は自分でするほどの元気さです。

若草学園でお別れ運動会　9月15日、若草学園で運動会が開かれ、3歳の幼児から中学生まで16人の精薄児童と若草福祉作業所の11人の精薄通所者が参加しました。

同園の運動会はことし16回目、4月に新設された福祉作業所と一緒でにぎやかな運動会です。でも小、中学生は現在伏野に建設中の県立養護学校に11月、転校することが決まっており〝お別れ運動会〟になってしまいました。先生やボランティアのお兄さんお姉さん、生徒の父母や家族、福祉関係者、「精薄者兄弟姉妹の会」会員など約80人が見守る中で一生懸命に演技。ボール送り、冒険旅行、二人三脚、フォークダンス、若草名物の国引きなどに全員が一つになって、秋の一日を楽しみました。

同和問題シリーズ ▷6

富桑小の同和教育

部落の歴史、差別の実態学ぶ

富桑小教諭　高田　宗人

前回に引き続き、学校教育の現場で同和教育にどう取り組んでいるかを紹介します。

◇　◇

子供たちが同和教育によって何に気付き、何を願いとして、どのようにものの見方、考え方が変わってきたか、部落の子供(二年生)の日記の一節「あそびのできごと」から考えてみたいと思います。

「Aさんたちがあそんでいたので、私が『入れて』というと『いやだ』といいました。『どうして』と聞くと、『うそをつくがあ』といいました。私は『うそなんかいってない。私とあんたが同じとび方をするのに、どうしてAさんのときだけセーフになるだあ』といってケンカになりました。

いっしょにいた友だちも何もいいませんでした。自分の気にいらないことがあっても、はんたいしないし、まちがっていても、Aさんのいいなりになるので、そんなことは大きらいです。かげからはもんくをいうのに」（後略）

これは低学年の遊びの中で、しばしば見られる問題です。この女児は、Aの言動や、周囲の友達の行動に「おかしいなあー」と気付いているし、他の児童に正しい判断を期待していることがわかります。また、友達のひきょうな態度にも反発し、不合理や矛盾を精いっぱい訴えているわけです。

このような事象、現象は、ふだん案外見逃されているのではないでしょうか。積もり重なっていけば、差別や不合理に気付く子供はおろか、むしろ、助長する子供を育てることになりかねないと思います。

全体の場でしっかり話し合いをさせるか、個人と話し合うことによって、ほんとうに心に食い込むように指導することが、同和教育だと思います。

高学年になりますと、低学年のときに身につけた基盤に、直接部落問題にかかわる学習をし、差別解消への強い意欲をもつように指導しています。

同和学習後に書いた六年生男児の作文の中に、

「ぼくたちの先祖は、江戸時代低い身分の者とされ、部落に生まれたということで差別を受けてきた。明治のはじめに解放令がだされて百年たった今でも、ぼくたちの部落は差別されている部落であることを学習した。（中略）

全国の人口の割合では、約三パーセントだというけれど、部落の人も同じ人間だ。同じ日本人だ。ぼくたちもがんばるが、理由のない差別はぜったいなくしてほしい」

部落の子供は、同和学習によって、差別の不当に強い憤りを感じ、差別解消へ自分自身に力をつけるとともに、一日も早い部落解放に意欲を燃やしていることがわかります。

同和学習は　社会科、道徳、特別活動などで行われますが、歴史的なことは、主に社会科で行うようになっています。江戸時代の身分制度が教材に取り上げられていますので、避けて通ることは許されません。つまり部落の歴史、差別の実態などを学習するなかで、同和地区の人々の基本的人権や市民的権利が侵されていることを理解し、部落差別が同和地区だけの問題でなく、国民全体のものとして受けとめるように望んでいます。

総合的街づくり進む

田島土地区画整理事業　54年完成へ

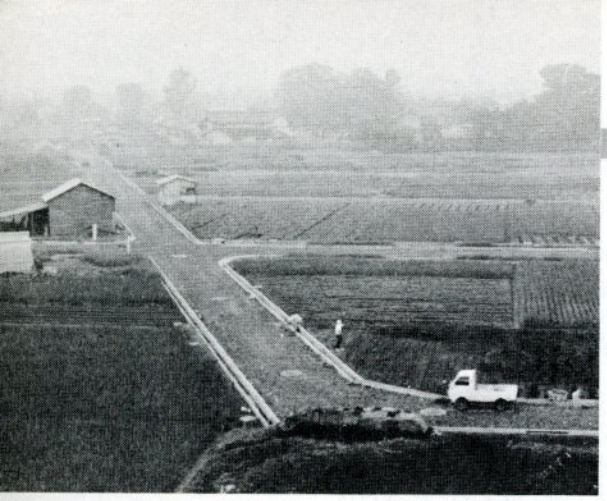

下水道と併行して実施の田島土地区画整理

「地域の開発は地域自らの手で」ということが、現実に実行されている組合施行土地区画整理事業の第一号である田島土地区画整理事業は、五十年度着工以来、ことしで三年目。主に道路の築造工事が進められており、五十四年度の事業完了を目指しています。

田島地区は、近年市街化の著しい城北地区と富桑地区とにはさまれた畑作地帯で、都市計画道路西品治・田園線（幅二十二メートル）、同出合橋・松並線（同十二メートル）の新設計画と、狐川の改修計画が県、市でたてられており、かねてから計画的な開発がのぞまれていたところです。四十九年十月、この地域の街づくりを土地区画整理事業によって総合的に実施しよう、と関係権利者約百人が田島土地区画整理組合（理事長・村岡清次氏）を設立し、区画整理事業が開始されました。

施行区域は田島、松並町一丁目、田園町三丁目の三町内にまたがり、総面積約十二・八ヘクタールで、①商業地＝一六パーセント②住居地＝五三パーセント③公共用地＝三一パーセント――の土地利用計画がたてられています。総事業費は約四億六千万円。

事業の主なものは、前記の都市計画道路二（延長約六百三十メートル）、区画街路十一（同約千七百七十メートル）、通路六（同約四百九十メートル）、公園二（面積三千八百四十五平方メートル）などで、宅地利用の増進を図るため小住宅地としての街区配置が行われています。

これまでに整備された都市計画街路延長は二百九十五メートル、今年度施行予定が百九十一メートルで、区画街路では施行済が千八十五メートル、今年度施行予定は三百六十一メートル。通路は今年度に三百四十メートルの整備が予定されており、今年度中に整備を終える全道路延長は二千二百七十二メートルとなり、計画（二千八百八十九メートル）に対し約七九パーセントの整備状況となっています。

なお、この事業で特筆すべきことは、市施行の下水道事業と併行して行われていることです。総合的な街づくりのためには、排水の問題は避けて通れないものであり、これによって名実ともに整備された〝住居地域〟が誕生します。

建設大臣から感謝状

道路美化に貢献

＝美しくする会＝

ゴミのない美しい街の実現を目指す鳥取市を美しくする会（会長・浜野二郎市自治連合会会長）が、八月の道路をまもる月間にちなんで、八月三十一日、「常に道路の美化清掃に努め、その業績はまことに顕著」だとして、建設大臣から感謝状を受けました。

この美しくする会は、四十六年八月に結成された市民の自主的な組織で、毎年春秋に全市一斉清掃日を定め、全市にわたる清掃美化運動を展開しているほか、ゴミ減らし、廃品回収、資源を大切にする運動なども進めています。

とっとり食い物考 ⑥

浅沼　喜実

クリ飯で子供を喜ばす

先月から始まった底びき漁は春までつづく。なかで安いのはハタ、沖キス、カワハギなど。ハタは煮てもよいし、本場の弘前の友人は味噌（みそ）を塗って焼くとよいといっていた。沖キスは、沖イワシともいって、煮ても揚げても団子にしてもうまい。串（くし）にさして焼いても売っている。ハタや沖キスの干ものもある。カワハギは沖アジともいって、煮てもよく、吸物によい。腹の白いエテカレイもとれていて、これは干しカレイにするが、春先の方がうまい。ベランスカレイも同じである。今年は大カレイが例年より早く市場に出ており、すでに子をもっていておいしいが、目下のところ大衆魚とは言い難い。昔のように、カレイの煮つけが日常のおかずになってほしいものである。十二月から一月ごろが子も大きくなって一番うまい。カレイを煮たしたじで大根を煮て付け合わせる。カレイがこげないように、大根を下に敷いてカレイを煮るやり方もある。カレイのキモもうまい。とても栄養があるように思える。腹わたと思って捨てないようにねがいたい。

赤エビ、紅ズワイガニ、ノドグロ、セイゴ、アオリイカ、ケンサキイカなどがひきつづき出る。ノドグロなどますます脂（あぶら）がのってうまい。

畑では青首大根が出はじめる。あま味があってうまい。おろしていろいろに使えるし豆腐との白あえが昔ながらの家庭料理。豆腐を布袋に入れて重しをかけて水を搾り、煎（い）りゴマをすり、薄口醤油（しょうゆ）、砂糖、隠し酢、化学調味料を加えたなかに豆腐をいれて、もう一度すり、大根は千切りにして塩をふってしばらく置き、さっと水洗いして擂鉢（すりばち）に入れてあわせる。サトイモの煮たのもうまい。土のついたのを買うこと。

山からはナメタケ、カブシメジ、クリタケなどがとれる。吸物が主だが、ナメタケはおろし大根でたべるのもある。

クリも季節。秋には一度くらいクリ飯をたいて子供らを喜ばせてもよいではあるまいか。

募集

市営住宅の補充入居者募集

市内各地の市営住宅補充入居者を募集します。入居を希望する人は建築課住宅係に備え付けの用紙に必要事項を記入して申し込んでください。入居は11月1日の予定です。

【募集戸数】徳吉団地＝5戸▷賀露団地＝9戸▷湖山団地＝2戸▷駅南団地＝1戸▷旭町団地＝2戸――合計19戸

【家　　賃】月額5,000円～1万9,600円

【募集期間】10月4日(火)～13日(木)

【抽 選 日】10月24日(月)

なお、入居資格、収入基準など詳しいことは、建築課住宅係へ問い合わせてください。

防火管理者の資格取得講習会

今年度第2回の防火管理者の資格取得講習会を次の日程で開きます。定員は100人ですので、早目に申し込んでください。

と　き＝10月18日(火) 19日(水) 午前9時～午後4時30分

ところ＝市消防本部3階講堂

受講料＝2,600円(法規集、テキスト代など)

申し込み＝10月14日(金)までに市消防本部警防課予防係(☎23－2301)へ

危険物取扱い者試験準備講習会

今年度第2回の危険物取り扱い者試験が11月中旬ごろ実施される予定ですので、これの準備講習会を近く開きます(日程は未定)。

受講申し込みについて詳しいことは、市危険物保安協会事務局(市消防本部警防課保安係内・☎23－2301)へ。

体力づくり

第1回ゲート・ボール大会　市教委と市体育指導委員協議会は、第1回ゲート・ボール大会を開きます。参加資格は満40歳以上＝10月30日現在＝の人です。

とき＝10月30日(日)午前9時30分集合。雨天の場合は11月6日(日)。

ところ＝遷喬小校庭

申し込み＝1チームは選手5人、補欠2人、監督1人の計8人とし、10月25日(火)までに市教委体育課体育係へ。参加料は不要。

ゲート・ボール講習会　だれでも簡単にできる〝ゲート・ボール〟の講習会を開きます。参加希望者は直接会場へ行ってください。運動ぐつを着用のこと(雨天時は上ばき用を)。

と　き＝10月15日(土)午後1時30分～4時

ところ＝遷喬小校庭(雨のときは体育館)

(無料)

みんなで歩こう会　みんなで歩こう会の125回目の例会は次の通り。昼食を持参してください。

と　き＝10月10日(祝)

コース＝集合・午前7時50分に市役所前→出発・8時10分→布勢サブグラウンド(市民体育祭開会式に参加)……吉岡方面(現地で解散します)。

●スポーツ・メモ●①

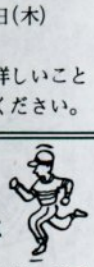

〝足〟から衰える身体

今月から、健康、体力づくりの方法、注意など連載します。

◇　◇　◇

身体は足から衰える、といわれます。健康、体力づくりのために走ろうと思っている人は健康状態に留意し、歩くことから始め、徐々に速歩、走ることへと進みましょう。

眼科

診療を再開

～市立病院～

市立病院(☎23－6211)は、51年11月から休診(毎週木曜日のみ診療)していた「眼科＝市川理恵医師＝」の診療を再開しています。診療は日曜日を除く毎日で、受付け時間は午前8時30分から11時30分までです。

テレホン・サービス

暮らしに役立つテレホン・サービスを実施しています。気軽に利用してください。

ダイヤル ☎26-5000

生鮮食料品の卸売価格情報、料理一口ヒント＝月曜日～金曜日の間・毎日午前11時～午後4時

暮らしの知恵ヒント＝月曜日～金曜日の間・毎日午後4時～翌日午前11時《10月のテーマ》3～5日＝秋の魚▷6、7日＝目の愛護デーにちなんで▷11、12日＝虫干しと防虫剤▷13、14日＝台所を使いやすく▷17～19日＝暮らしと照明▷20、21日＝緑茶▷24、25日＝読書の楽しさ▷26～28日＝電気事故防止▷31～11/1日＝血圧が気になる方へ《11月のテーマ》2～4日＝油のいろいろ

季節料理、健康献立ヒント＝土曜日・午前11時～月曜日・午前11時

ダイヤル ☎26-5005

不用品交換あっせん＝月曜日・午前10時～午後3時に受け付け

暮らしの講座　10月のテーマは「くすりの知識」で、講師は県薬剤師会会長の米山英之助さんです。気軽に受講してください。受講料は不要です。

と　き＝10月14日(金)午後1時30分～3時30分

ところ＝県職員会館(県庁第2庁舎横)

石油ストーブは消火装置付きに

今月から義務付け

移動式石油ストーブの使用について、市火災予防条例を改正し、「地震などが起きたとき自動的に消火する装置、または自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない」――ことになりました。実施は10月1日からです。

地震による一番大きな被害は、火災の発生によるといわれていますが、火災による被害を防止するため、この装置のないストーブは取り替えるとか、装置を取り付けるなどして、火災防止に注意してください。

自然に親しもう

林野庁指定～自然休養林～

市街地、日本海が一望でき、散策、ハイキングに最適。手軽な健康づくりにもなります。主な散策コースを紹介します。

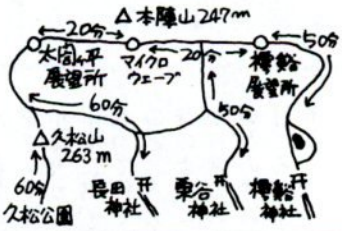

52年度市民文化祭日程②

本紙9月号に引き続き、52年度の市民文化祭日程を紹介します。

【10月】

▷鳥取茶道連合会・茶会＝15、16日、7流派が市内7ヵ所で

▷鳥取蘭万同好会・洋蘭展＝15～17日、福祉文化会館3階

▷鳥取盆栽樹嶺会・盆栽展＝同、同5階

▷鳥取俳画草樹会・俳画展＝20～23日、同3階

▷情脈短歌会・色紙展＝21～23日、同4階

▷鳥取県合唱連盟・合唱音楽会＝23日、市民会館ホール

▷チャーチル会鳥取・洋画展＝23～26日、市民会館ギャラリー

▷市民美術展入賞作品展＝24～29日、福祉文化会館5階

▷創作グループ蘆の会・美術展＝25～29日、同4階

▷鳥取秋芳会・菊花展＝25～11/3日、久松公園

▷鳥取俳人懇話会・俳句大会＝29日、福祉文化会館3階

▷鳥取大マンドリンクラブ演奏会＝同、市民会館ホール

▷鳥取華道各流連合会・合同生花展＝31～11/6日、福祉文化会館3・4・5階

【11月】

▷鳥取蘭友会・洋蘭展＝4～6日、明治生命ビル5階

▷鳥取大邦楽友の会・演奏会＝5日、市民会館ホール

▷鳥取宝生会・鳥取観世流連合会・喜多流鳥取連合会の謡曲大会＝6日、同ホール

▷うみなり川柳会・色紙展＝11～13日、福祉文化会館3階

(注)この後の日程は11月号に掲載します。

健康②

レントゲン間接撮影

肺ガン検診も同時に実施

15歳以上の市民（事業所、学校で定期検診を行う人は除く）を対象に、レントゲン間接撮影を行いますので、近くの会場で受けてください。なお、9月から肺ガン検診も同時に行っていますので、多数受診してください。ただし、妊娠中の婦人は受けないでください。（無料）

月日	場所	時間
10月4日㈫	浜坂新田公民館	9.30～9.50
	東浜県住谷口商店前	10.00～10.20
	東部生協浜坂店横	10.30～10.50
	浜坂地区公民館	11.00～11.20
	ひばりヶ丘広場	1.30～1.50
	覚寺部落中央	2.00～2.20
	円護寺坂の下	2.30～2.50
10月5日㈬	百谷部落中央	9.30～9.50
	滝山停留所	10.00～10.20
	農協稲葉支店	10.30～10.50
	稲葉山小学校	11.00～11.20
	岩倉天理教前	1.30～1.50
	岩倉田中商店前	2.00～2.20
	緑町2区丸大荘前	2.30～2.50
10月6日㈭	旭町盲学校前	9.30～10.00
	卯垣下多釣具店横	10.10～10.40
	立川5丁目立正校正会	10.50～11.20
	立川4丁目楠城醤油店	2.10～2.40
10月11日㈫	日進小学校裏	9.30～10.00
	鳥取銀行本店駐車場	10.10～10.40
	わかば保育所前	10.50～11.20
	とっとり共済会館横	1.30～2.00
	梶浦モータスス前	2.10～2.40
	面谷医院前	2.50～3.20
10月12日㈬	明徳小学校	9.30～10.00
	今町1丁目伊藤農機前	10.30～11.20
	さなえ保育所前	1.30～2.20
	行徳三協荘前	2.30～3.20
10月13日㈭	聖神社裏	9.30～10.20
	富桑小学校	10.30～11.20
	農協富桑支所	1.30～2.20
	西品治塚の前	2.30～3.20
10月17日㈪	醇風小学校	9.30～10.20
	鳥取保健所裏庭	10.30～11.20
	西中学校	1.30～2.20
	景福寺前	2.30～3.20
10月18日㈫	中田法律事務所前	9.30～10.00
	久松小学校	10.10～10.40
	湯所1丁目竹林自転車店前	10.50～11.20
	鳥取図書館前	1.30～2.20
	あすなろ保育園前	2.30～3.20
10月19日㈬	修立小学校	9.30～10.20
	上町寿建設前	10.30～11.20
	市役所横	1.30～3.00
10月20日㈭	遷喬小学校	9.30～10.20
	寺町本願寺前	10.30～11.20
	市役所横	1.30～3.00

★このレントゲン間接撮影は20日で終了です。未受診の人は近くの会場で受けてください。

救急病院

鳥取市の救急病院は次の4病院です。

★**鳥取赤十字病院**（尚徳町・☎24－8111）
★**県立中央病院**（江津・☎26－2271）
★**市立病院**（幸町・☎23－6211）
★**星野外科小児科医院**（青葉町2丁目・☎22－5105）

なお、協力病院として**鳥取生協病院**（末広温泉町・☎24－7251）があります。

〔訂正〕本紙9月号と一緒に配付されましたとじ表紙の電話番号表のうち、「救急病院・鳥取赤十字病院」の番号を「☎24－8111」に訂正してください。

相談

10,11月の法律相談

－満員になり次第締め切ります－

弁護士による法律相談を行っています。相続、遺産、土地の売買や登記、家族問題などで困っている人は利用してください。（無料）

【市政室担当】相談時間は午後1時～4時。相談場所は市民相談室（市役所1階）。申し込みは市政室広報広聴班へ。

相談日［10月14日（金）／11月15日（火）］

【市社会福祉協議会担当】相談時間は午前10時～午後3時。相談場所は市社福協内の心配ごと相談所（福祉文化会館1階）。申し込みは市社福協（☎24－3180）へ。

相談日［10月17日（月）／11月21日（月）］

年金の相談所

年金について色々な相談に応じています。

と　き＝10月11日(火) 25日(火)
午前10時～午後3時
ところ＝市役所玄関ホール
相談員＝鳥取社会保険事務所係官

17日に 総合相談所

年金、社会保険、道路、住宅、公衆衛生、公害防止、交通安全、郵便、登記、役所の窓口改善などについて、官公庁への苦情、困りごとのある人は相談してください。（無料）

と　き＝10月17日(月)午前10時～午後3時
ところ＝福祉文化会館3階
担　当＝鳥取行政監察局、鳥取地方法務局、鳥取郵便局、県、市など官公庁18機関

高年齢者の職業相談

高年齢者の就職・求人相談を日曜・祝日を除く毎日、午前9時30分～午後4時30分（土曜日は正午まで）、市民相談室で行っています。＝**10月は中高年齢者雇用促進月間です**＝

●飼い犬の登録と狂犬病の予防注射●

次の日程で、飼い犬の登録と狂犬病の予防注射を行います。飼い主は、前回の注射済み票かハガキと印鑑を持って、近くの実施場所へ必ず時間までに連れて行ってください。登録と予防注射をしていない犬や放し飼いの犬は、野犬として捕獲しています。

対象犬＝生後91日以上のすべての飼い犬
料金＝初めて登録する犬は1,250円、今までに登録している犬は1,050円（この指定期間外に登録する場合は注射料金を350円加算）
その他＝犬の避妊手術を希望する人は、登録の際、係員に話してください（無料）。

実施場所	月日	時間
市農協神戸支所	10/8日(土)	9.30～10.00
大和地区公民館		10.30～11.00
明治地区公民館	10/11日(火)	9.30～10.00
豊実地区公民館		10.15～10.45
吉岡公民館	10/12日(水)	9.30～10.15
市農協大郷支所		10.30～11.00
東郷地区公民館	10/13日(木)	9.30～10.00
大正地区公民館		10.15～10.40
古海隣保館		10.50～11.15
末恒地区公民館	10/14日(金)	9.30～10.10
湖山地区公民館		10.30～11.20
松保地区公民館	10/15日(土)	9.30～10.15
賀露地区公民館		10.30～11.30
美穂地区公民館	10/17日(月)	9.30～10.00
倉田地区公民館		10.15～11.00
桜谷部落作業場	10/18日(火)	9.30～10.30
津ノ井地区公民館	10/19日(水)	9.30～10.00
面影地区公民館		10.15～11.00
市農協米里支所	10/20日(木)	9.30～10.00
市農協美保支所		10.15～11.30
浜坂地区公民館	10/21日(金)	9.15～10.15
市農協中ノ郷支所		10.30～11.30
市農協千代水支所	10/22日(土)	9.30～10.00
市農協富桑支所		10.15～11.00
千代橋東話子供遊園地	10/24日(月)	9.30～10.30
湯所天徳寺前	10/25日(火)	9.30～10.30
鳥取市役所	10/26日(水)	9.30～11.00
立川町5丁目公民館	10/27日(木)	9.15～10.45
市農協稲葉支所		11.00～11.30
寺町歯科医師会館	10/28日(金)	9.30～11.00
水道局材料置場	10/29日(土)	9.30～11.00
鳥取保健所	10/31日(月)	9.00～11.00

市職員が訪問します
家屋一斉再評価を実施中です

健康①

生ポリオワクチン投与

（第1回）

次の日程で、生ポリオワクチンの投与を行います。対象児のある家庭は、この期間に必ず受けさせてください。（無料）

対象児＝昭和52年1月1日～6月30日の出生児と、まだ投与を2回終わっていない満4歳までの乳幼児

とき＝午後1時30分～3時

ところ＝福祉文化会館（ただし、5日の久松ほか5校区の接種会場は市民会館会議室）

受けてはいけない子＝熱があったり下痢、結核、重い心臓病にかかっている子、病後の衰弱児や栄養障害児、種痘やはしかの予防接種後1カ月以内の子、そのほか医師が投与を不適当と認めた子

その他＝申込書と予診票に必要事項を記入して、**母子手帳**と一緒に持参してください。

対象校区	投与日 第1回
醇風 城北 浜坂 大正 東郷	10月3日(月)
日進 賀露 湖山 神戸 末恒 美和	10月4日(火)
久松 修立 面影 米里 津ノ井	10月5日(水)
明徳 富桑 稲葉山	10月6日(木)
遷喬 美保 倉田 世紀 湖南 明治	10月7日(金)
全市補足	10月11日(火)

★対象校区で投与を受けさせることができなかった人は、他の校区の投与日に受けさせてください。第2回は11月21日～30日に実施。

三歳児健康診査

次の日程で3歳の幼児を対象に総合的な健康診査を行います。

対象児のある家庭へは健康診査通知をしていますが、万一、通知が届かない場合でも、自由に来てください。（無料）

受ける人＝昭和49年4月生まれの幼児

ところ＝福祉文化会館（西町2丁目）

とき＝午後1時～2時30分

母子手帳を持ってきてください。

問い合わせは鳥取保健所（☎22－5161）へ。

健康診査日	校区
10月25日(火)	日進 明徳 賀露 久松 醇風 遷喬 修立
10月26日(水)	浜坂 城北 湖山 稲葉山
10月27日(木)	上記以外の校区

★昭和48年11月～49年3月生まれの幼児で未受診の人も、受診されても結構です。

10月 ●市県民税（第3期）――の納付月です

ガン検診

次の日程で**胃ガン**検診を行います。希望者は厚生課保健衛生係に申し込んでください。

受付時間＝午前8時30分～10時30分（無料）

区域	検診日	検診場所
米里	10月24日(月)	市農協米里支所
美保	10月25日(火)	勤労青少年ホーム
	10月26日(水)	

子宮ガンの受診申し込みはいつでも厚生課保健衛生係で受け付けており、市内の指定医療機関で受診していただきます。（無料）

・交通安全・メモ

夜光反射テープをつけましょう

夜は昼とちがって、車の運転手から歩行者、自転車がよく見えません。夜光反射テープ(1枚50円程度)をくつ底、かばん、かさ、自転車などにはって、交通事故から身を守りましょう。テープ希望の人は市政室交通対策班へ。

乳児検診

生後6カ月の乳児を対象に乳児検診を行います。

この期間は赤ちゃんの心身の発育、栄養の転換などに大切なときですので、対象児のある家庭は必ず受けさせてください。お母さんが同伴できないときは妊娠中や出産後の発育状態などがわかるようにしてください。（無料）

受ける人＝昭和52年4月生まれの乳児

ところ＝福祉文化会館（西町2丁目）

とき＝午後1時～3時

母子手帳を持ってきてください。

検診日	校区
10月18日(火)	神戸 美和 倉田 面影 東郷 大正 世紀 湖南 末恒 湖山 城北 賀露 浜坂 明治 米里 津ノ井
10月19日(水)	上記以外の校区

育児相談

生後1～12ヵ月の乳幼児を対象に、育児相談を行います。

乳幼児の健康、しつけなどについて市の保健婦が指導しますので、母子手帳をもって気軽に相談してください。

各地区公民館で、午前10時～午後3時に実施します。（無料）

相談日	校区
10月7日(金)	大正 美穂 大和 大郷
10月12日(水)	米里 東郷
10月14日(金)	明治 松保 城北
10月20日(木)	豊実
10月21日(金)	美保 神戸
10月24日(月)	面影
10月27日(木)	吉岡
10月28日(金)	湖山 末恒
11月2日(水)	津ノ井

11月3日＜文化の日＞ 1:00～5:00

木のまつり

●ところ 若桜街道＝歩行者広場＝

催しもの

市民会館（☎24－9411）▷1日＝鳥取演劇集団第24回定期公演「陽なたの乾ぶどう」(有)▷12日＝鳥取演劇鑑賞会例会・金井プロ「王将」(有)▷14日＝県戦没者慰霊祭▷16日＝BSS「こども音楽会」鳥取地区大会▷19日＝鳥取音楽愛好会・郵便週間記念吹奏楽コンサート▷20日＝市小学校連合音楽会▷21日＝市中学校合同音楽弁論発表会▷22日＝瀬戸内寂聴文化講演会（有）▷25日＝ピアノとチェロのジョイントコンサート(有)▷26日＝パイオニア・ホットロックフィルムコンサート

市民会館展示場 ▷20～22日＝市中学校合同文化展覧会▷28～30日＝鳥取きつゝき会・木彫作品展

福祉文化会館（☎24－6766）▷3日まで＝書道かりがね会社中展▷11、12日＝カスパリー編作品展示会▷18、19日＝杉浦一湖会・花展▷20～23日＝市小学校児童作品展（図画、習字）▷⅙～⅛日＝福井寿子押絵個展▷⅓～⅙日＝尚徳大学・菊花展

市民体育館（☎24－5222）▷1、2日＝中国産業人バレーボール大会▷8日＝森昌子歌謡ショー（有）▷9日＝県労組スポーツ祭典（バレーボール）▷16日＝全日本卓球選手権県予選▷19日＝全日本プロレス鳥取大会(有)▷23日＝小学校PTAバレーボール大会▷26～30日＝中四国学生弓道選手権大会▷31～⅙日＝全国学生バドミントン選手権大会

サブグラウンド（布勢）▷1日＝湖山池一周駅伝（スタート、ゴール）▷8日＝市民体育祭・市内駅伝（スタート、ゴール）

県立博物館（☎26－8042）▷8～⅙日＝失われた生物展（有）

≪（有）は有料です≫

※「市民文化祭」参加の催しは掲載していませんので、9、10月号の「市民文化祭の日程」欄をご覧ください。

仁風閣特別展 10月29日～11月23日

明治、大正のころの庶民の生活の写真、商家の道具、商家街並みの復元図など展示。